

制度名	熊本県新型コロナウイルス経営改善資金 伴走支援型(保証料補助なし)												【略称の説明】 補…県による保証料補助 免…保証人免除 同…同額以下借換 般…一般保証	
	セーフティネット4号				セーフティネット5号				一般保証					
	県伴4補無	県伴4補無同	県伴4補無免	県伴4補無同免	県伴5補無	県伴5補無同	県伴5補無免	県伴5補無同免	県伴一般補無	県伴一般補無同	県伴一般補無免	県伴一般無同免		
責任共有	対象外				対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外	対象	対象外		
保険	10-02 02-02								10-00 02-00					
特例指定番号	40058				業種毎				-					
対象者①	経営安定関連4号の認定を受けた者(注1) (新型コロナウイルス感染症に係るもの以外の突発的災害(自然災害等)も対象) 注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。				経営安定関連5号の認定を受けた者(注1) (売上高等の減少を要因とするものに加え、原油等の仕入れ価格高騰も対象) 注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。				次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること(注1)(注2) ①最近1か月間の売上が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること 注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2: 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。					
資金使途	経営の安定に必要な事業資金 (運転・設備)	経営の安定に必要な事業資金 (借換専用: 運転のみ)	経営の安定に必要な事業資金 (運転・設備)	経営の安定に必要な事業資金 (借換専用: 運転のみ)	経営の安定に必要な事業資金 (運転・設備)	経営の安定に必要な事業資金 (借換専用: 運転のみ)	経営の安定に必要な事業資金 (運転・設備)	経営の安定に必要な事業資金 (借換専用: 運転のみ)	事業資金(運転・設備)	事業資金(借換専用: 運転のみ)	事業資金(運転・設備)	事業資金(借換専用: 運転のみ)		
保証限度	1億円(熊本県新型コロナウイルス経営改善資金 伴走支援型との合算)													
	一般保証とは別枠								SN保証とは別枠					
保証期間	10年以内(据置5年以内) ※一括返済の場合は1年以内													
貸付利率					3年以内: 年1.40%以内 5年以内: 年1.55%以内		7年以内: 年1.70%以内 7年超: 年1.90%以内							
保証料率	0.20%(事業者負担分)								0.20%~1.15%(事業者負担分)					
経営者保証	有	有	無	無	有	有	無	無	有	有	無	無		
保証料補助率	0.65%(国)	0.65%(国)	0.85%(国)	0.85%(国)	0.65%(国)	0.65%(国)	0.85%(国)	0.85%(国)	0.25%~0.75%(国)	0.30%~1.05%(国)	0.45%~0.95%(国)	0.50%~1.25%(国)		
必要書類	①セーフティネット保証4号の認定書 ②経営行動計画書 ③経営者保証免除対応確認者(経営者保証免除対応の場合: 県伴4補無免および県伴4補無同免が該当)				①セーフティネット保証5号の認定書 ②経営行動計画書 ③経営者保証免除対応確認者(経営者保証免除対応の場合: 県伴5補無免および県伴5補無同免が該当)				※番号は上述の一般保証対象者要件の番号とリンク ①に該当…売上高減少要件確認書(ア) ② i ~ iii に該当…売上高総利益率減少要件確認書(イ) ② iv ~ vi に該当…売上高営業利益率減少要件確認書(ウ) ※(ア)~(ウ)いずれかの提出が必要 + ・経営行動計画書 ・経営者保証免除対応確認者(経営者保証免除対応の場合: 県伴一般補無免および県伴一般無同免が該当)					
取扱期間	令和6年3月31日までの保証申込受付分まで													

既往借入金	借換え内容		本制度の資格要件		
			SN 4号	SN 5号	一般保証
責任共有対象	真水あり		×	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
	真水なし (同額以下)	危機指定期間中※3 のSN 5号以外	×	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
		危機指定期間中※3 のSN 5号	○※2※4 責任共有対象外		
責任共有対象外	真水あり		○ 責任共有対象外	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
	真水なし (同額以下)		○ 責任共有対象外	○※1※5 責任共有対象外	○※1※6 責任共有対象外

- ※1: 100%保証の既往借入金を同SN 5号又は一般保証で借換える場合については、責任共有対象外とする。
- ※2: 危機指定期間中※3 (R2.2.1~R3.12.31) に信用保証協会が保証申込を受け付けし、かつ貸付実行された5号(責任共有対象)を本制度4号(責任共有対象外)で借換えることは可能。
- ※1、※2とも同額以下借換える場合に限る
- ※4: 県伴4補無同および県伴4補無同免のみ該当
- ※5: 県伴5補無同および県伴5補無同免のみ該当
- ※6: 県伴一般補無同および県伴一般無同免のみ該当